

保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領  
(電子カルテ情報標準規格準拠対応事業)

第 1 目的

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、電子カルテ情報共有サービスの接続に向けた病院（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に規定する「病院」をいう。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して支払基金が当該補助金を交付することにより、電子カルテ情報共有サービスの推進を図ることを目的とする。

第 2 補助対象事業

既にオンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入（電子処方箋管理サービスにあっては、導入する旨の申し出がある場合は導入しているとみなす。）した病院において、電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に、電子カルテ情報・文書を FHIR に基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等を行う事業。

第 3 補助率及び補助限度額

- 1 3 文書（診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書）、6 情報（傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急・生活習慣病に関する項目）、処方情報）を導入した病院における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 1 のとおりとする。
- 2 2 文書（診療情報提供書、退院時サマリー）、6 情報（傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急・生活習慣病に関する項目）、処方情報）を導入した病院（1 に規定する病院以外）における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。
- 3 第 2 の事業の補助金額は、次の順で算定するものとする。
  - (1) 第 2 の事業に係る総事業費に、別表 1 から別表 2 の「補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
  - (2) (1) の額と、別表 1 から別表 2 の「補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。(1,000 円未満切り捨て)

第 4 交付の条件

補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 病院は、オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスの

運用（電子処方箋管理サービスにあっては、運用予定の場合を含む）を開始した上で、電子カルテ情報標準規格準拠対応機能の導入を行うこと。

標準規格の準拠に当たっては、3 文書（診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書、6 情報（傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急・生活習慣病に関する項目）、処方情報）、但し、第 3 の 2 に掲げる病院は、2 文書（診療情報提供書、退院時サマリー））、6 情報（傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急・生活習慣病に関する項目）、処方情報）について、厚生労働省標準規格として採用されているコード等及び電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に記載されている仕様に準拠するとともに、データの出力と外部からのデータの取り込みを可能とすること。

新たに標準規格の文書又は情報の更新・拡充が公表された場合には、速やかに当該標準規格に準拠し、実際に標準規格準拠を継続して実施すること。

- 2 電子カルテ情報標準規格準拠対応機能の導入に当たって、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置を講ずること。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- 4 支払基金の理事長の承認を受けて 3 に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 6 事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

- 7 1 ～ 6 の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を支払基金に

返納させることがある。

## 第 5 申請手続き

- 1 第 2 の事業に係る補助金の交付の申請は、第 11 で定める申請期間に、支払基金が運用する「医療機関等向け総合ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）から申請を行うものとする。
- 2 補助金の交付の申請を行う場合は、次の書類（領収書の（写）、領収書内訳書（別紙様式 1）、事業完了報告書（別紙様式 2））を添付してポータルサイトに登録することとする。

なお、申請を行う場合は、第 2 の全ての事業の完了後に行うものとする。

## 第 6 交付等の決定及び通知

支払基金は、第 5 の申請に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、原則として決定通知書（別紙様式 4）をポータルサイトにて通知する。

## 第 7 補助金の振込

支払基金は、原則として、決定した補助金を診療報酬が振り込まれている口座に振り込むものとする。

## 第 8 決定の取消し

支払基金は、病院が補助金を他の目的に使用し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 第 9 補助金の返還

支払基金は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

## 第 10 延滞金

- 1 支払基金は、第 9 に基づく補助金等の返還命令を受けた病院が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点に

おける法定利率による。)の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 1により延滞金を納付しなければならない場合において、病院の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

#### 第 11 補助事業の申請期間

第 2 の事業の補助金交付申請は令和 6 年 3 月から申請を開始するものとし、第 2 の事業を令和 13 年 3 月 31 日までに完了させ、令和 13 年 9 月 30 日までに申請するものとする。なお、申請期間が変更となった場合は別途通知する。

#### 第 12 適用日

本実施要領は、令和 6 年 1 月 31 日から適用することとする。

(別表 1) 病院 (3 文書、6 情報の場合)

|                       |           |                                              |
|-----------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 第 2 の事業のうち<br>200 床以上 | 補助率 1 / 2 | 補助限度額は、6,579 千円まで<br>(13,158 千円に左欄の補助率を乗じた額) |
| 第 2 の事業のうち<br>199 床以下 | 補助率 1 / 2 | 補助限度額は、5,457 千円まで<br>(10,913 千円に左欄の補助率を乗じた額) |

(別表 2) 病院 (2 文書、6 情報の場合)

|                       |           |                                              |
|-----------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 第 2 の事業のうち<br>200 床以上 | 補助率 1 / 2 | 補助限度額は、5,081 千円まで<br>(10,162 千円に左欄の補助率を乗じた額) |
| 第 2 の事業のうち<br>199 床以下 | 補助率 1 / 2 | 補助限度額は、4,085 千円まで<br>(8,170 千円に左欄の補助率を乗じた額)  |

※別表の金額はいずれも税込み。